

| | | | | | |
|----------|------------------------------|---------|----|-----|------|
| 授業科目名・形態 | 精神保健福祉援助実習指導Ⅰ 演習 | 必修・選択の別 | 選択 | 単位数 | 1 |
| 科目担当者氏名 | 古川博文・石岡和志・山田克宏 小野聡子・高木さひろ | 実務経験の有無 | 有 | 開講期 | 3年後期 |

【授業の主題】

本科目は、精神保健福祉実習の意義について理解するとともに精神障害者のおかれている現状、生活の実態や生活上の困難について学習し、個別指導及び集団指導を通して精神保健福祉援助に係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し、実践的な技術などを体得することを目的とする。また、精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握など、総合的に対応できる能力を習得する。

【到達目標】

- 1) 精神保健福祉援助実習の意義について、実習の四者関係から記述できる。
- 2) 精神障害者の置かれている現状、生活の実態や生活上の困難について、体験（見学）を通して知ることができる。
- 3) 実習施設・機関の概要とそこで必要となる専門的知識と技術について、調査・発表などを通して発表できる。

【授業計画・内容】

- 第1回 オリエンテーション、精神保健福祉援助実習と精神保健福祉援助実習指導における個別指導及び集団指導の意義と目的
- 第2回 精神保健福祉援助実習の構造①：実習の四者関係
- 第3回 精神保健福祉援助実習の構造②：実習の三層構造（職場実習・職種実習・ソーシャルワーク実習）
- 第4回 現場体験学習①：4年生実習報告会
- 第5回 現場体験学習②：4年生実習体験談
- 第6回 実習における基本姿勢
- 第7回 精神保健医療福祉の現状に関する基本的な理解
- 第8回 体験学習：障害福祉関係機関見学 ※見学先との日程調整により回の変更があり得る。
- 第9回 実習施設等の基本的理解とそこで必要となる専門的知識と技術の理解①：精神科医療機関①
- 第10回 実習施設等の基本的理解とそこで必要となる専門的知識と技術の理解②：精神科医療機関②
- 第11回 実習施設等の基本的理解とそこで必要となる専門的知識と技術の理解③：障害福祉サービス事業所①
- 第12回 実習施設等の基本的理解とそこで必要となる専門的知識と技術の理解④：障害福祉サービス事業所②
- 第13回 実習施設等の基本的理解とそこで必要となる専門的知識と技術の理解⑤：障害福祉サービス事業所③
- 第14回 実習施設等の基本的理解とそこで必要となる専門的知識と技術の理解⑥：行政機関、その他の実習施設①
- 第15回 実習施設等の基本的理解とそこで必要となる専門的知識と技術の理解⑦：行政機関、その他の実習施設②

【授業実施方法】

基本的には講義と演習（個人・グループ）で行う。

【授業準備】

精神保健福祉法並びに障害者総合支援法について復習し、実習先の法的位置づけや精神障害者の置かれている現状などを理解して、授業に臨むこと。

【主な関連する科目】

精神保健福祉援助実習

【教科書等】

日本ソーシャルワーク教育学校連盟編「ソーシャルワーク実習指導 ソーシャルワーク実習[精神専門]」中央法規出版、2021。

【参考文献】

授業中に必要に応じて紹介する。

【成績評価方法】

レポートなどの提出や授業への取り組み姿勢 70%、グループ発表 30%で評価する。60%以上の得点を合格とする。

【実務経験及び実務を活かした授業内容】

私は福祉施設でソーシャルワーカー（社会福祉士7年・精神保健福祉士6年）として、利用者、その家族、支援者等への相談業務を経験している。授業を通して社会福祉学の基本知識だけでなく、実務経験から得たソーシャルワーカーとしての知識・技術・価値を統合する能力についても高めていきたい。

【学生へのメッセージ】

実習を効果的に進められるよう、これまでの学習や生活上の経験を活かしながら積極的・主体的に取り組んでください。1週間に複数回開講する時もあるので、遅刻・欠席がないよう自己管理してください。